

香川労働局発表

令和元年 12 月 26 日

担 当	香川労働局雇用環境・均等室
	雇用環境改善・均等推進監理官 森脇 忠臣 室長補佐 北原 久敬 【電話】087-811-8924 【夜間】087-811-8928 HP: <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/</a>

## 改正女性活躍推進法等説明会を開催します

香川労働局（局長：本間<sup>ほんま</sup>之輝<sup>ゆきてる</sup>）では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号。以下「改正法」といいます。）が令和元年6月5日に公布され、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や女性の活躍に関する情報公表が強化されるとともに、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務の新設や、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講じなければならないことから、改正法の内容について理解を深め、適切な取組を推進していただくために、下記のとおり説明会を開催します。

### 記

- 1 名称 改正女性活躍推進法等説明会
- 2 日時 令和2年1月24日（金）13:30～15:30
- 3 会場 サンポートホール高松 第2小ホール  
（香川県高松市サンポート2-1）
- 4 定員 300人（先着順）
- 5 内容（1）女性活躍推進法の改正及びパワーハラスメント対策の義務化等について  
（2）女性活躍推進法に基づく認定企業における取組について  
（3）ハラスメント防止措置の具体的な対応について  
（4）香川県からのお知らせ
- 6 主催 香川労働局

### <添付資料>

- 別添1 リーフレット「改正女性活躍推進法等説明会」
- 別添2 リーフレット「女性活躍推進法が改正されました」
- 別添3 リーフレット「パワーハラスメント対策が事業主の義務となります！」